

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月12日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明

1 工事概要

- (1) 工事名 町水ポンプ定水位弁等更新工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊襟裳分屯基地
- (3) 工期 契約締結日～令和8年12月28日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「管」のA、B又はCの格付を受けていること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、申請書記載の競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書(以下「資格審査結果通知書」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (7) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。

【契約金額が4500万円以上(建築一式9000万円以上)の場合は、(8)を適用】

- (8) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

3 入札手続等

(1) 担当部隊等

〒066-0044
北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班
TEL:0123-23-3101(内2753)
FAX:0123-23-3382(直通)
担当:関谷

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和8年5月12日(火)から令和8年6月1日(月)まで
(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、9時00分から16時00分

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの

エ 交付方法

手交(担当と調整の上、郵送若しくはFAX可)
公告とともに公示している場合は、千歳基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 誓約書、申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年6月1日(月)16時00分

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年6月19日(金)16時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

郵送等(原則、書留等)

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月22日(月)10時30分

イ 場所 航空自衛隊千歳基地会計隊入札室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 入札保証金
免除。ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。
 - (3) 契約保証金
有。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代え、現金による納付を認めない。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り)。金融機関若しくは保証事業会社の保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3)以上とする。
 - (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
 - (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
 - (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
 - (8) 落札者は、情報保全に係る履行体制についての確認のため、(3)による金融機関若しくは保証事業会社の保証書、公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券を契約担当官等に提出するまでの間に入札説明書13(5)に記載された資料を提出しなければならない。
 - (9) 適用する契約条項
本工事は、航空自衛隊標準契約条項 建設工事請負契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事契約書(請書))を適用する。
 - (10) 契約書等作成の要否
要
 - (11) 資料のヒアリングを行う場合がある。
 - (12) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
 - (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
 - (14) 詳細は、入札説明書による。
- 【契約金額が4500万円以上(建築一式9000万円以上)の場合は、(15)及び(16)を適用】
- (15) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
 - (16) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

以上

仕 様 書

1 工事概要

- 工 事 名：町水ポンプ定水位弁等更新工事
- 工事場所：航空自衛隊襟裳分屯基地
- 工 期：契約締結日から令和8年12月28日
- 工事概要：定水位弁及び多段ポンプ及び呼水槽の交換を行う。
- 工事規模

更新工事（機械設備工事）

| 工 種 | 規 格 等 | 数量 | 単位 |
|--------------|------------------------|-----|----|
| 1 多段ポンプ更新 | MMO32/5（西島製作所製） | 2 | 台 |
| 2 定水位弁更新 | WVL-02（FC製）（ベン製） | 1 | 器 |
| 3 パイロットバルブ更新 | 20A（ベン製） | 1 | 個 |
| 4 呼水槽更新 | FPT-10（容量：100L）（荏原製作所） | 1 | 槽 |
| 5 防振継手更新 | クリーンフレックスJC-32（倉敷化工製） | 2 | 個 |
| 6 チャッキバルブ更新 | スイング型 10K32A | 2 | 個 |
| 7 異径チーズ更新 | フランジ型 32A/20A | 2 | 個 |
| 8 水道用鋼管更新 | 32A（継手含む） | 0.9 | m |
| 9 水道用鋼管更新 | 20A（継手含む） | 7.6 | m |

2 改修工事仕様

- 特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の次の仕様書による。
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）令和7年版（以下「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）令和7年版（以下「標準仕様書」という。）による。
- 改修標準仕様書、標準仕様書又は木造標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む。）に抵触する場合には、関係法令の遵守の規定を優先する。
- 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年 法律第100号以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」による。

3 共通事項

- 施工条件
ア 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工は行わない。ただし、設計図書に定める場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
イ 設計図書に施工時間等が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- 安全確保
ア 建設基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成5年1月12日付 建設省経建発第1号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付 建設省営監発第13号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
イ 工事中、各施設等に被害を与えた場合は、請負者の責任において速やかに復旧する。また、第三者等に被害を与えた場合には、請負者の責任において保障すること。
ウ 施工に当たり、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底すること。
エ 気象予報、警報等について常に注意を払い、災害の予防に努める。
- 施工計画書及び施工図
ア 施工計画書
品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を当該工事の

施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
イ 施工図等
施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

ウ 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、下記の条件を適切に考慮する。

- 施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- 降雨、降雪、出水期等の作業不能日数

(4) 発生材の処理等

ア 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適正に処分するものとする。

イ 発生材のうち、官側に引渡しするものは金属類とし、監督官の指示した場所に飛散防止等の処置を行い整理のうえ集積する。集積完了後、速やかに発生材報告書及び発生材調書（任意様式）を作成し監督官に提出する。発生材の重量根拠は、トラック等による計測を原則とし、その証拠となる出力データ等を添付すること。また、計量状況写真、集積写真も添付すること。

(5) 環境への配慮

ア 環境物品等の調達

受注者は、使用する材料（機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り容易であって、再生利用の容易及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

イ 化学物質を放散させる建築材料等

本工事の建物内部に使用する建材等は、設計図書及び自衛隊施設及び米軍施設におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制装置及び濃度測定について（防衛技第7400号28.4.1）規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の(7)～(9)を満たすものとする。

(7) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗料及び壁紙は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の記号区分（JIS、JAS、大臣認定等により指定する「F☆☆☆☆」等の記号区分）に応じた材料を使用する。

(4) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(9) 接着剤は可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性可塑性を除く。）が添加されていない材料を使用する。

(6) 材料の品質等

本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造者等は次のア～カの事項を満たすものとする。

ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

ウ 安定的な供給が可能であること。

エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。

また、設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品以上を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督官の承諾を受けること。

| 航空自衛隊襟裳分屯基地 | | | | |
|-------------|--------|--------------------------|---------|-------|
| 図面名称 | | 町水ポンプ室定水位弁等更新工事 仕様書-1 | | |
| 基業小隊長 | 施設班長 | 財産係 | 主管、関係係長 | 担当者 |
| 大石 | 上野 | 川内 | 大久保 伊藤 | 木村 |
| 日付 | 令和8年4月 | 日 | 図面番号 | 1 / 5 |
| 縮尺 | — | | | |

特記仕様書

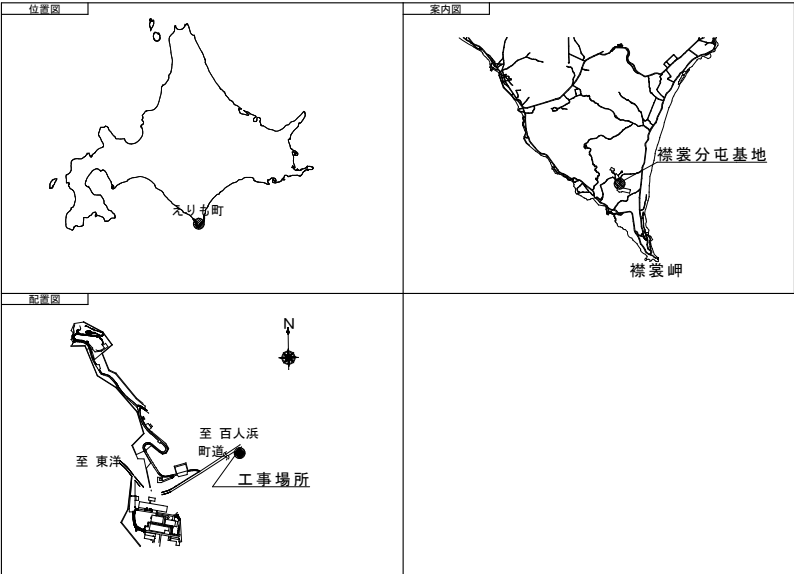
- (7) 技能士：適応する。
技能士は、適用する工事業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、施工品質向上を図るための作業指導を行う。
- (8) 特別な材料の工法
ア 改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の施工方法については、材料製造所の指定する工法とする。
イ 本工事の施工に当たっては、本仕様書に明記なき事項であっても、技術的に当然施工すべき事項（現場の収まり又は取り合わせの関係で、取付位置及び方法に変更等の軽微な物）については請負者の負担にて実施するものとする。
- (9) 木材利用の促進
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律 第36号）及び建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（林野庁 令和3年10月）の規定に基づき、定められた防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の促進のための計画について（防整施（事）第201号令和4.6.22）を踏まえ、木材利用（仕上げ材、下地材等）の促進に有効な提案がある場合は、監督官と採用について協議する。
- (10) 排出ガス対策型建設機械
本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（建省経機発第247号 平成3年10月8日）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（国総施第215号 平成18年3月17日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。
排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、監督官と協議するものとする。

| | |
|-----|--|
| 機 種 | バックホウ、トラクタショベル(車輪式)、ブルドーザ、発電発電機(可搬式、溶接兼用機含む)、空気圧縮機(可搬式)、油圧ユニット(以下に示す基礎工事業用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オイルケーシング掘削機リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オイルケーシング掘削機)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン |
| 備 考 | ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る。 |

- (11) 低騒音型G・低振動型建設機械
本工事の施工にあたっては、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年 建設省告示 第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。ただし、低騒音・低振動型建設機械を使用できない場合は、監督官と協議するものとする。
- (12) 工事の記録
工事写真の撮影対象：工事概要記載工種全て。
着工前、工事中、完成時共 サービス版（89×127mm）（カラー）アルバム貼付け1部を監督官に提出する。その際、国土交通省大臣官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年版改定）」を参考に整理する。
- (13) 事故報告
受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報すること。
- (14) 工事関係書類の適正な管理
工事関係書類の作成を行うパソコンについては、情報の流出防止について万全を期すため、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持し、悪意あるコードから保護するほか、ファイル交換ソフトをインストールしてものを使用すること。
なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。
- (15) 工事現場管理
施工体制台帳等の適正な整備について
ア 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し建設業の許可書及び契約書等の写し(下請共)を工事現場に備えると共に監督官に提出する。
なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
イ 施工体系図、建設業を示す標識を現場に表示すること。
- 4 その他
(1) 本工事に際し疑義が生じた場合は、監督官と協議するものとする。
(2) 本工事の完成は、設計図書事項が全て終了していること及び工事関係図書の整備が全て終了した後、及び監督官立会いのもと、本仕様書に基づき実施するものとする。
(3) 図面に記載されている機材の製造者及び型式(型番)は参考のものであり、製造番号等を特定しているものではない。

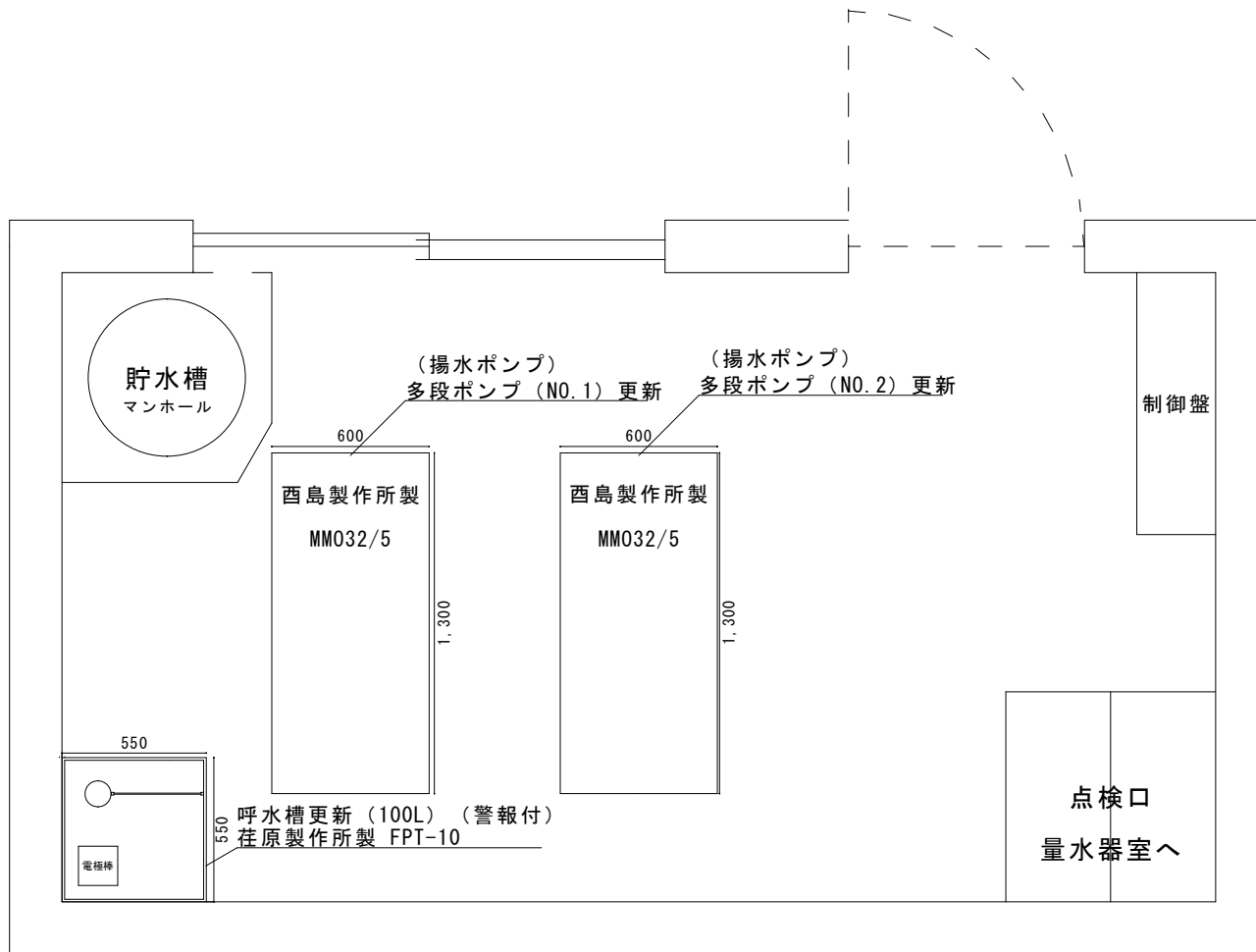
- 1 工種
機械設備工事
(1) 施工方法
ア 定水位弁の交換作業は、給水設置工事主任技術者の資格を有する者が、実施または監督するものとする。
イ 給水ポンプの交換作業は、給水設置工事主任技術者の資格のほか、電気配線を外す等の作業が生じるため、電気工事士の資格を有する者とする。
ウ 施工要件として、市区町村の指定給水設置工事事業者であることとする。
エ 貯水槽内に設置している、パイロットバルブを交換する際は、交換後、衛生面を考慮し貯水槽清掃を実施するものとする。
(2) 製品について
更新する機器は、既設の機器の現行品または、同等品以上の機器とする。

位置図、案内図、配置図



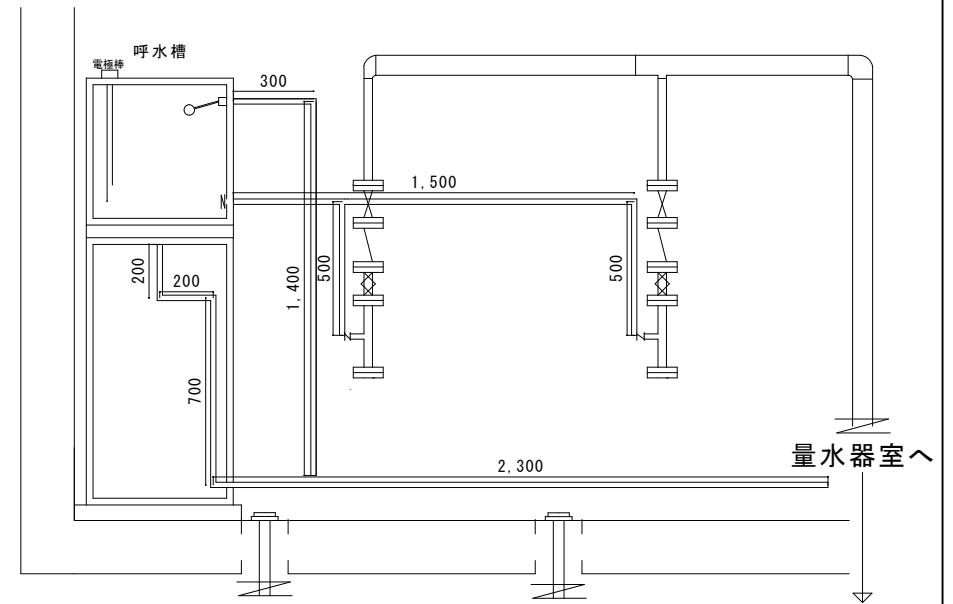
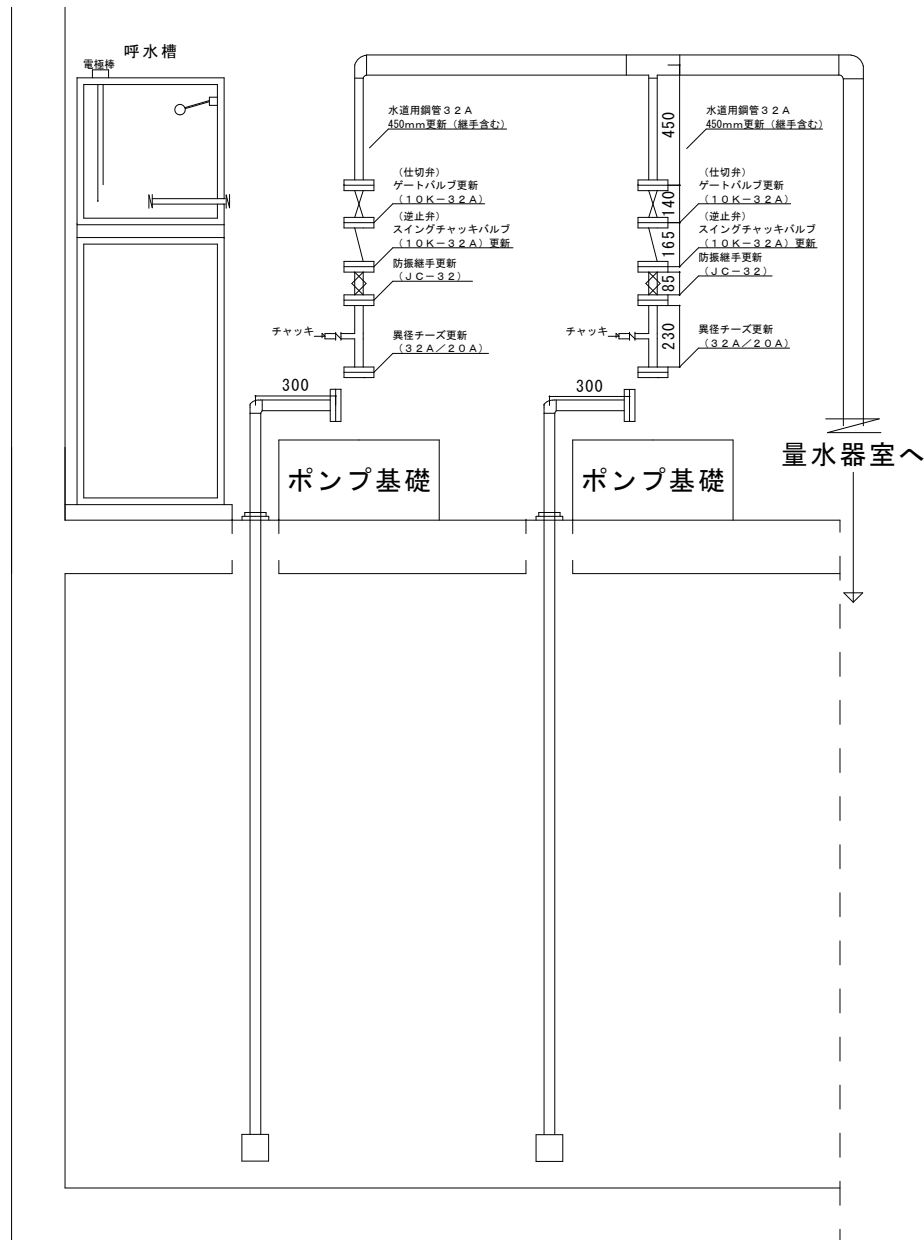
| 航空自衛隊襟裳分屯基地 | | | |
|-------------|--|------|-------|
| 図面名称 | 町水ポンプ室定水位弁等更新工事仕様書-2、特記仕様書、位置図、案内図、配置図 | | |
| 日付 | 令和8年4月 日 | 図面番号 | 2 / 5 |
| 縮尺 | — | | |

町水ポンプ室内平面図



| | | | |
|-------------|------------------------|------|-------|
| 航空自衛隊襟裳分屯基地 | | | |
| 図面名称 | 町水ポンプ室定水位弁等更新工事 平面図 | | |
| 日付 | 令和3年4月 日 | 図面番号 | 3 / 5 |
| 縮尺 | 1 / 20 | | |

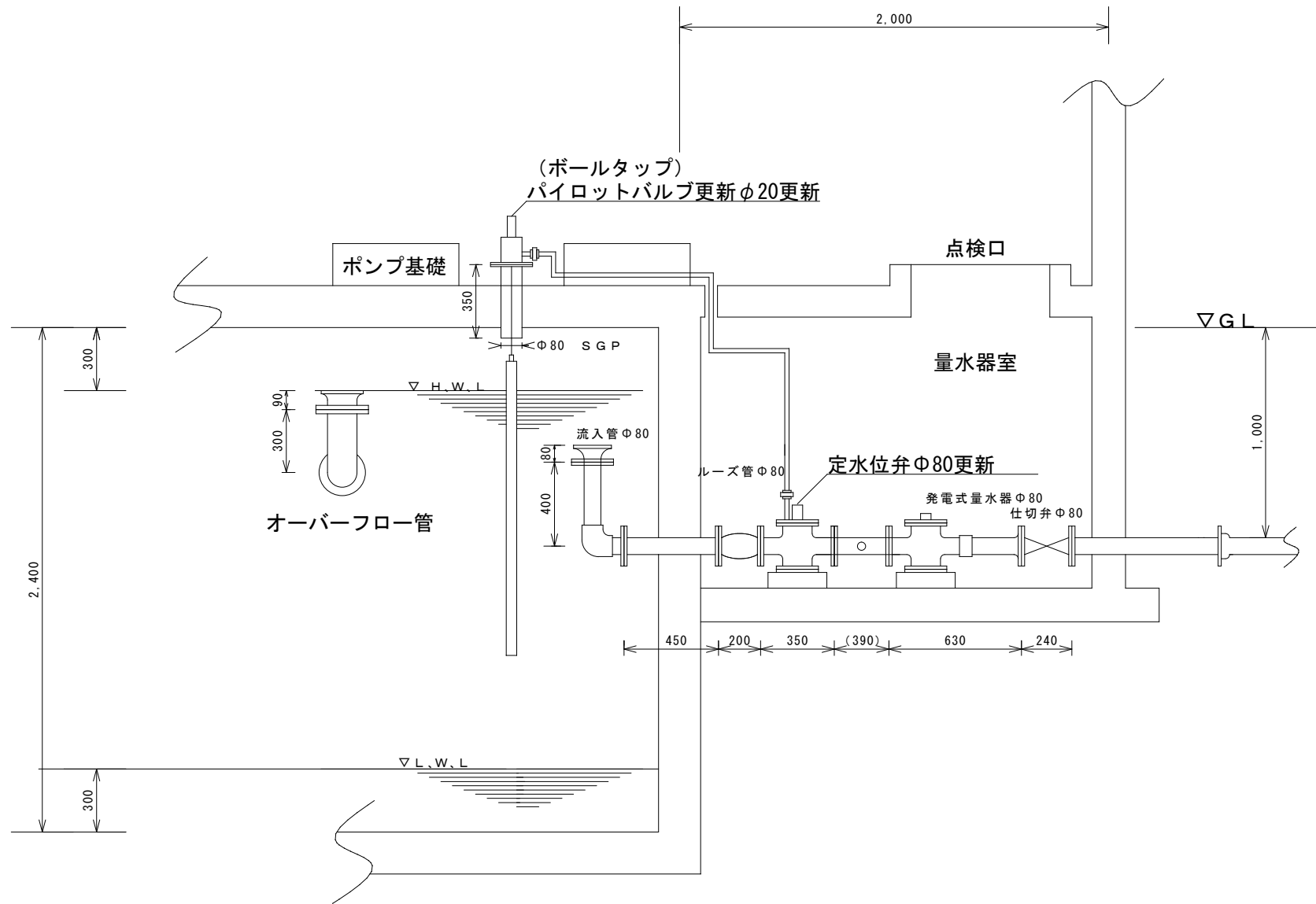
町水ポンプ室内断面図 - 1



水道用鋼管 20A (7,600mm) 更新 (継手含む)

| 航空自衛隊襟裳分屯基地 | | | |
|-------------|----------------------------|---|------|
| 図面名称 | 町水ポンプ室定水位弁等更新工事 断面図 - 1 | | |
| 日付 | 令和8年4月 | 日 | 図面番号 |
| 縮尺 | 1/20 | | 4/5 |

町水ポンプ室内断面図 2



| | | | |
|-------------|-----------------|------|-------|
| 航空自衛隊襟裳分屯基地 | | | |
| 図面名称 | 町水ポンプ室定水位弁等更新工事 | | |
| | 断面図 - 2 | | |
| 日付 | 令和8年4月 日 | 図面番号 | 5 / 5 |
| 縮尺 | 1 / 20 | | |

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年5月12日付けで入札公告のありました、町水ポンプ定水位弁等更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 契約書の写し
- 4 工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）

以 上

注1) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

| | | |
|-------------|-------|-------------------|
| 工事名称等 | 工 事 名 | |
| | 発注機関名 | |
| | 工事場所 | |
| | 契約金額 | |
| | 工 期 | |
| | 受注形態等 | |
| | 工事概要 | 構造形式 |
| 規模・寸法 | | |
| 使用機材・数量 | | |
| 施工条件 | | |
| そ の 他 | | |
| CORINS登録の有無 | | 有 (CORINS登録番号) 無 |

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配置予定の技術者

会社名 _____

| | | |
|------------------|-----------------|------------------------|
| 項 目 | | |
| 氏 名 | | |
| 最 終 学 歴 | | |
| 法令による資格・免許 | | |
| 工事概要 | 工 事 名 | |
| | 発 注 者 名 | |
| | 工 事 場 所 | |
| | 契 約 金 額 | |
| | 工 期 | |
| | 従 事 役 職 | |
| | 工 事 内 容 | |
| | CORINS登録の有無 | 有 (CORINS登録番号 _____) 無 |
| 申請時における他工事の従事状況等 | 工 事 名 | |
| | 発 注 者 名 | |
| | 工 期 | |
| | 従 事 役 職 | |
| | 本工事と重複する場合に対処措置 | |
| | CORINS登録の有無 | 有 (CORINS登録番号 _____) 無 |

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

※工程表は、契約担当が必要と認める場合、徴取

工 程 表

工事名：町水ポンプ定水位弁等更新工事

会社名：_____

| 項目 | 単位 | 数量 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| | | | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | 10 | 20 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■ 工程管理に対する技術的所見

年 月 日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししてありますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

年 月 日

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

入札書

貴通知・公告に対し、入札(見積)及び契約心得・工事に係る入札心得書・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

入札者
住所
会社名
代表者電話番号
代表者名
代理人氏名
代理人電話番号

- 1 件名: 町水ポンプ定水位弁等更新工事
2 工事場所: 航空自衛隊襟裳分屯基地
3 工期: 契約締結日～令和8年12月28日

総額 ¥

工事内訳

| 件名(品名) | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|------------|---------|----|----|----|----|
| 直接工事費 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | | |
| 共通費 | | | | | |
| I 共通仮設費 | | 式 | 1 | | |
| II 現場管理費 | | 式 | 1 | | |
| III 一般管理費等 | | 式 | 1 | | |
| | 以下余白 | | | | |
| | | | | | |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | |

【法定福利費相当額】

円

(法定福利費積算過程)

委任状

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

下記の番号に ○ の付記のある
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名: 町水ポンプ定水位弁等更新工事

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代理人)

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

工事費内訳明細書

| | |
|------|------------------|
| 工事名 | 町水ポンプ定水位弁等更新工事 |
| 工事場所 | 航空自衛隊襟裳分屯基地 |
| 工期 | 契約締結日～令和8年12月28日 |

住所
会社名
代表者名
代理人

注:内訳書については、業者名を記載しないものとする。

工 事 費 内 訳 明 細 書

工事名：〇〇〇〇工事

| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|----------------|----|----|--------|----|----|
| 道路改良 | | 式 | 1 | | |
| 道路土工 | | 式 | 1 | | |
| 掘削工 | | 式 | 1 | | |
| 掘削 | | m3 | 10,000 | | |
| … | | … | | | |
| 直接工事費 | | 式 | 1 | | |
| うち材料費 | | 式 | 1 | | |
| うち労務費 | | 式 | 1 | | |
| 共通仮設費 | | 式 | 1 | | |
| 共通仮設費（率計上） | | 式 | 1 | | |
| 純工事費 | | 式 | 1 | | |
| 現場管理費 | | 式 | 1 | | |
| うち法定福利費の事業主負担額 | | 式 | 1 | | |
| うち建退共制度の掛金 | | 式 | 1 | | |
| 工事原価 | | 式 | 1 | | |
| うち安全衛生経費 | | 式 | 1 | | |
| 一般管理費等 | | 式 | 1 | | |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | |
| 消費税相当額 | | 式 | 1 | | |
| 工事費計 | | 式 | 1 | | |

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

工 事 費 内 訳 明 細 書

工事名：〇〇〇〇工事

工事内訳

| 名称 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 |
|---------------------------------------|----|----|----|----|
| 直接工事費 | 1 | 式 | | |
| うち材料費 | 1 | 式 | | |
| うち労務費 | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | |
| | | | | |
| 共通費 | | | | |
| 共通仮設費 | 1 | 式 | | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | | |
| うち建退共制度 の掛金 | 1 | 式 | | |
| 工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額 | 1 | 式 | | |
| 工事原価のうち 安全衛生経費 | 1 | 式 | | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | |
| | | | | |
| 工事価格 | 1 | 式 | | |
| | | | | |

直接工事費 種目別内訳

| 名称 | 摘要 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 |
|---------------------------------------|----------|----|----|----|----|
| 直接工事費 | | | | | |
| I 庁舎 | 構造、規模 新築 | 1 | 式 | | |
| II 困障 | 新設 | 1 | 式 | | |
| III 構内舗装 | 新設 | 1 | 式 | | |
| IV 屋外排水 | 新設 | 1 | 式 | | |
| V 植栽 | 新植 | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |
| 共通費 | | | | | |
| 共通仮設費 | | 1 | 式 | | |
| 現場管理費 | | 1 | 式 | | |
| うち建退共制度 の掛金 | | 1 | 式 | | |
| 工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額 | | 1 | 式 | | |
| 工事原価のうち 安全衛生経費 | | 1 | 式 | | |
| 一般管理費等 | | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |
| 合計（工事価格） | | 1 | 式 | | |
| | | | | | |
| 消費税等相当額 | | 1 | 式 | | |
| | | | | | |
| 総合計（工事費） | | 1 | 式 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

直接工事費 中科目別内訳

| 科目名称 | 中科目名称 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 |
|-----------|-------------------|----|----|----|----|
| I 庁舎 | | | | | |
| 1. 直接仮設 | | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |
| 2. 土工 | | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |
| 3. 地業 | (1) 地業 | 1 | 式 | | |
| | (2) 既成コンクリート杭地業 | 1 | 式 | | |
| | (3) 場所打ちコンクリート杭地業 | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |
| 4. 鉄筋 | (1) 躯体 | 1 | 式 | | |
| | (2) 外部仕上 | 1 | 式 | | |
| | (3) 内部仕上 | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |
| 5. コンクリート | (1) 躯体 | 1 | 式 | | |
| | (2) 外部仕上 | 1 | 式 | | |
| | (3) 内部仕上 | 1 | 式 | | |
| 計 | | | | | |
| | | | | | |
| ... | | | | | |

工 事 費 内 訳 明 細 書

| | | |
|-----|--------------------|------------|
| 工事名 | 〇〇事業（〇〇） 道路改良工事 | |
| | 工種等 | 金額（円） |
| | 道路改良 | A |
| | 土工 | a |
| | 法面工 | b |
| | 擁壁工 | c |
| | 雑工 | d |
| | 直接工事費 | A（a+b+c+d） |
| | うち材料費 | |
| | うち労務費 | |
| | 共通仮設費 | B |
| | 現場管理費 | C |
| | うち法定福利費の事業主負担額（※1） | |
| | うち建退共制度の掛金 | |
| | 一般管理費等 | D |
| | 工事価格 | A+B+C+D |
| | うち安全衛生経費（※2） | |

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」